

体育施設予約のキャンセル等の取り扱いについて

令和2年4月1日から適用します。

<窓口予約の場合>

- 1 キャンセルは利用日の5日前まで認めるものとする。
基本使用料の納付についても利用日の5日前までに納付しなければならない。
利用日の5日前までに基本使用料の納付がない場合は、予約をキャンセルする。
キャンセルについて、天候不順など不可抗力による場合（自己都合は認めない）を除き、使用料は原則返金しないこととする。
当日及び利用日から4日前までの予約は、予約時に基本使用料を徴収することとする。
※ 日時、場所の縮小もキャンセルと同様の扱いとする。
- 2 キャンセルの連絡は、各施設の受付時間内に電話か窓口で申し出ることとする。
- 3 利用日の4日前を過ぎての予約キャンセルはできないこととする。
- 4 無断キャンセル（利用開始時間までに連絡がない場合）を行った場合は、無断キャンセル分の基本使用料を請求・徴収する。また、無断キャンセルを3回行った場合は、一定期間（キャンセルを行った翌月1日から3ヶ月間）利用申込みができなくなるものとする。
ただし既に予約が確定しているものについては取り消されない。

<インターネット予約の場合>

- 1 キャンセルは利用日の5日前まで認めるものとする。
基本使用料の納付については当日の利用前までに納付しなければならない。
キャンセルについて、天候不順など不可抗力による場合（自己都合は認めない）を除き、使用料は原則返金しないこととする。
※ 日時、場所の縮小もキャンセルと同様の扱いとする。
- 2 キャンセルの連絡は、各施設の受付時間内に電話か窓口で申し出ることとする。
インターネット上での予約キャンセルはできない。
- 3 窓口受付と同様とする。
- 4 窓口受付と同様とする。

※主な変更点 窓口予約の場合の基本使用料の納付を5日前までとする。

<追加>令和2年4月から適用

○大会予備日の取り扱いについて

(施設の年間調整または3カ月に1度の施設利用調整会議にて予約された大会に限る。)

大会当日の基本使用料は、5日前までに納付しなければならないこととする。

予備日についてのみ、基本使用料は当日納付を可能とする。

大会の予備日の設定が大会当日から4日以内の場合、大会終了当日までに、該当する施設の窓口あてに予備日の不使用を連絡（口頭または電話）することで、キャンセル料は発生しないこととする。

ただし、不使用の連絡なき場合は、予備日期间の基本使用料を請求・徴収することとする。

なお、予備日において、当該大会の目的以外の利用をしてはならない。

※減免対象の団体が行う大会について、上記連絡がない場合は、次回以降の施設利用をお断りする場合がありますので十分注意されたい。